



2023年4月3日

各位

株式会社 鳥取銀行

## 中国銀行との相続関連サービスにかかる業務連携について ～遺言信託の取扱いにより、資産承継ニーズに幅広くお応えします～

株式会社鳥取銀行（頭取 入江 到）は、株式会社中国銀行（頭取 加藤 貞則）と相続関連サービスにかかる業務委託契約を締結いたしましたので、お知らせします。

本連携により、当行は、中国銀行が取扱う遺言信託および遺産整理のサービスを当行のお客さまにご提供することで、多様化する資産承継ニーズに一層幅広く対応してまいります。

当行は今後も、他機関とのパートナーシップによるコンサルティング機能の強化に取組み、「地域を支え、明るい未来を創造するコンサルティングバンク」を目指してまいります。

### 記

#### 1. 取扱開始日

2023年4月3日(月)

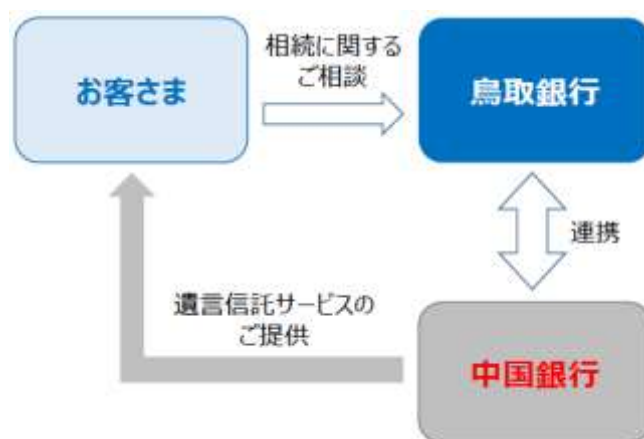
#### 2. 相続関連サービスについて

##### (1) 遺言信託（遺言作成サポートサービス、遺言執行引受承諾）

遺言信託とは、銀行等の金融機関等が、お客さまの遺言書（公正証書遺言）作成の支援や遺言書の保管、相続財産の調査や遺産分割等の相続手続きまでを総合的にサポートするサービスです。お客さまのご意向に沿った資産承継をお手伝いします。

##### (2) 遺産整理

遺産整理は、相続発生時にお客さまの預金解約等の相続手続きや相続財産の調査を代行し円滑な遺産分割をサポートするサービスです。相続発生時のご家族の負担を軽減します。



#### 3. 取次店

本店営業部および米子営業部

以上

《 本件に関するお問合せ先 》  
個人コンサルティング部（高見） 経営統括部（須田）  
TEL 0857-37-0228・0260